



協会けんぽ しが



健康への
第一歩!

令和7年度健康診断のご案内

協会けんぽでは、被保険者（ご本人）・被扶養者（ご家族）の生活習慣病の予防・病気の早期発見のため、おひとり様につき1年度に1回健康診断の費用補助を行っております。ご案内をそれぞれ送付いたしますので、ご確認ください。



- 対象者
- 自己負担額
- 送付時期
- 送付先
- 送付物
- 申込方法

生活習慣病予防健診

35歳～74歳の従業員
(被保険者)

※-----※

最高 **5,282円**
※一般健診単独受診の場合

※-----※

令和7年3月21日(金)発送

※-----※

事業所宛

※-----※

生活習慣病予防健診のご案内や対象者一覧等を
緑色の封筒にて送付



※-----※

ご希望の健診機関に
直接連絡し、申込み

特定健康診査

40歳～74歳のご家族
(被扶養者)

※-----※

集団健診 **無料**

健診機関 滋賀県内で受診した場合、
1,615円(予定) ※一部無料の機関あり

※-----※

令和7年3月31日(月)発送

※-----※

被保険者の登録住所宛

※-----※

特定健康診査のご案内と
受診券(セット券)を
黄色の封筒にて送付



※-----※

集団健診 送付する会場日程内にある
二次元コードを読み込み、
予約ページから申込み

健診機関 ご希望の健診機関に直接連絡し、
申込み

住所不明等で送付ができなかった場合は、被保険者の方がお勤めの事業所へお送りすることができます。

詳細は、**4月号**でご案内!

健康診断を受けた後は、受けっぱなしにしないで!

生活習慣の改善が必要と判断されたら・・・

健康サポート(特定保健指導)

保健師・管理栄養士が健康づくりをしっかりサポート!

医療機関への受診が必要と判断されたら・・・

医療機関への受診

自覚症状がなくても受診しましょう!

異常がない場合でも、引き続きの健康づくり、毎年の健診受診をお願いします!



健康サポート(特定保健指導)

と言われても…
具体的に何をすればいいの?

他社の活用事例をまとめた冊子を作成しましたのでぜひご確認ください!



健康づくりサイクルをまわしましょう!

健康づくりサイクルの詳細はこちら




令和7年度の保険料率が決定しました

協会けんぽ滋賀支部の保険料率は令和7年3月分保険料（4月納付分）から、変更となります。加入者の皆様の医療と健康を支えるため、保険料のご負担につきまして、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

滋賀支部の健康保険料率

令和7年2月分(3月納付分)まで

9.89%

全国一律の介護保険料率 1.60%

滋賀支部の健康保険料率

令和7年3月分(4月納付分)から

9.97%

全国一律の介護保険料率 1.59%

*40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
*賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
*任意継続被保険者の方は、令和7年4月分から変更となります。

健康への取り組みが
2年後の保険料率を
変える!!

インセンティブ制度

協会けんぽのインセンティブ制度とは、下記の5つの評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位15支部に該当するとインセンティブ（報奨金）が付与され、健康保険料率の引き下げにつながる制度です。滋賀支部は、上位15支部に入らなかったため、インセンティブが付与されませんでした。 ※令和5年度の実施結果は令和7年度の健康保険料率に反映されます。

総合順位

令和4年度 24位 ▶ 令和5年度 35位 ↘

1 特定健診等の実施率



年に1回は必ず健診を受けましょう。「生活習慣病予防健診」「特定健診」をご利用ください。

令和4年度 38位 ▶ 令和5年度 25位 ↗

2 健康サポート(特定保健指導)の実施率



健診の結果、生活改善が必要と判断された場合は健康サポート（特定保健指導）をご利用ください。

令和4年度 25位 ▶ 令和5年度 47位 ↘

皆様にお願ひしたい5つの取り組み

3 健康サポート(特定保健指導)の対象者の減少率

面談の後も保健師や管理栄養士がサポートしますので、最後まで続けてください。

令和4年度 17位 ▶ 令和5年度 22位 ↘

4 要治療者の医療機関受診率

健診の結果、要治療となった従業員の方に早期の医療機関受診をお声かけください。

令和4年度 19位 ▶ 令和5年度 28位 ↘

5 ジェネリック医薬品の使用割合

ジェネリック医薬品への切り替えにご協力ください。

令和4年度 6位 ▶ 令和5年度 22位 ↘

令和6年度 健康づくり優良事業所 を表彰しました

令和7年2月18日(火)に健康づくり優良事業所の表彰式を開催しました。健康づくりに積極的に取り組んでおられる事業所を、協会けんぽが「健康づくり優良事業所」と認定し、61事業所を表彰しました。また、令和6年度から、これまでに健康づくり優良事業所の認定を受け、その後も継続して健康づくりに取り組まれている事業所を改めて表彰する「経年表彰」を行い、今年度は15事業所を表彰しました。

表彰式の様子は
こちらから



健康づくり優良事業所の認定基準

(①～④全てを満たす事業所)

- 健康アクション宣言の登録事業所であること
- 健診実施率が2年連続で80%以上であること
- 健康サポート(特定保健指導)実施率が2年連続で50%以上であること
- 健診結果が要検査・要治療者の従業員に医療機関への受診勧奨の取り組みができていること

従業員の健康を守るため、お声かけをお願いします



協会けんぽ
マイナンバー
専用ダイヤル

0570-015-369

8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

〈発行〉 全国健康保険協会 滋賀支部
協会けんぽ

〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3階
TEL:077-522-1099 FAX:077-522-1138
※おかけ間違いにご注意ください。

友だち
募集中!!

協会けんぽ 滋賀支部 公式

LINE

はじめ
ました!!

アカウント名: 協会けんぽ滋賀
ID: @kenpo_shiga